

令和6年11月14日
都市整備局道路維持課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立河内自転車貸出し施設

所在地：八幡東区大字大蔵2500番地34

施設内容：①施設概要

貸出し施設（軽量鉄骨平屋）、駐車場（普通車9台、二輪車10台）

②事業内容

自転車貸出し施設の管理運営、使用料の徴収・収納業務、集客にかかる業務

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：河内さくら公園愛護会

所在地：北九州市八幡東区河内1丁目1-10

主な業務内容：公園清掃、草刈、樹木剪定、道路清掃、サイクルセンター清掃・樹木の選定・枯れ枝除去・駐車場清掃及び落ち葉の撤去、夜間監視

2 指定の経緯

令和6年9月11日 募集要項配布

令和6年10月7日 募集締め切り

令和6年10月11日 指定管理者検討会の開催

令和6年10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

① 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）

② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態

が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

- ③ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定め、上記の要件を、その代表団体に求める。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととする。

- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：4団体

応募件数：3団体（株式会社ニップス、河内さくら公園愛護会、一般社団法人まちはチームだ）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・ [学識経験者・業務に精通する者] 寺町 賢一（九州工業大学大学院教授）
- ・ [学識経験者] 長 聡子（西日本工業大学准教授）
- ・ [財政・経営に知見を有する者] 齊藤 久美（株式会社 SAKU 代表取締役）
- ・ [市民代表] 植田 詩生（株式会社福岡リビング北九州支社リビング北九州編集長）

5 選定基準（例）等

選定基準（=審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	
① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。	
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	
① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	
(3) 実績や経験など	

- ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
- ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
- ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
- ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

(2) 利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】

(3) 指定管理料及び収入

- ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
- ② 収入が最大限確保される提案であるか。
- ③ 市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

- ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- ② 経費の配分は適切であるか。
- ③ 積算根拠は明確であるか。
- ④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

(5) 管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
- ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
- ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
- ④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

(7) 社会貢献・地域貢献

①	高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
②	労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③	SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④	地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤	地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥	市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル				検討会 審査結果	得点
			構成員					
			A	B	C	D		
株式会社 ニップス	1 指定管理者としての適性							
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	4	3	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	3	5	4	3	4	4
	(3) 実績や経験など	5	3	3	4	3	3	3
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	15	3	3	4	3	3	9
	(2) 利用者の満足度	10	3	2	3	3	3	6
	【効率性】							
	(3) 指定管理料及び収入	30	4	3	3	3	3	18
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	4	5	4	3	4	8
	【適正性】							
	(5) 管理運営体制など	10	3	3	4	3	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	4	4	3	4	8
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	3	4	4	3	4	8
合 計	110	77	75	80	66	—	74	
河内 さくら 公園 愛護会	1 指定管理者としての適性							
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	5	3	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	3	2	4	3	3	3
	(3) 実績や経験など	5	3	2	3	3	3	3
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	15	3	2	5	4	4	12
	(2) 利用者の満足度	10	3	3	4	3	3	6
	【効率性】							
	(3) 指定管理料及び収入	30	4	3	4	3	4	24
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	1	4	3	3	6
	【適正性】							
	(5) 管理運営体制など	10	3	3	4	3	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	3	4	3	4	8
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	4	3	4	3	4	8
合 計	110	77	58	91	69	—	80	

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル				検討会 審査結果	得点
			構成員					
			A	B	C	D		
一般社 団法人 まちは チーム だ	1 指定管理者としての適性							
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	5	4	3	3	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	3	3	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	5	3	3	4	4
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	15	3	4	3	3	3	9
	(2) 利用者の満足度	10	4	3	3	3	3	6
	【効率性】							
	(3) 指定管理料及び収入	30	3	2	3	3	3	18
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	2	3	3	3	6
	【適正性】							
	(5) 管理運営体制など	10	3	4	3	3	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	4	3	3	4	8
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	3	4	3	3	3	6
合 計	110	79	76	71	71	—	71	
地元団体に対する優遇措置（5点）								76

(2) 検討会における主な意見

- ・河内さくら公園愛護会は指定管理業務を引き受けて運営する際、責任をもって運営する組織の仕組みや役割分担等、適正に管理運営する体制を整えていただきたい。

(3) 検討会における検討結果

協議の結果、最終の評価レベルは、株式会社ニップスが74点、河内さくら公園愛護会が80点、一般社団法人まちはチームだは地元団体優遇措置として5点を加えて76点。なお、河内さくら公園愛護会は市内団体であるという資料の提出がなかったため、地元団体優遇措置としての加点はしない。これらの点数をもって、本検討会の得点とした。

評価結果を踏まえ総合的に検討した結果、合計得点で80点の河内さくら公園愛護会が最高点となったことから、検討会としては、この河内さくら公園愛護会が指定管理者候補としてふさわしいと判断した。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、河内さくら公園愛護会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 北九州市立自転車貸出し施設の運営に関する意欲が強く感じられる。
- ・ 予約システムの導入や地域住民の採用等により、指定管理料が抑えられている。

8 提案額

R7年度	2,900千円
R8年度	2,800千円
R9年度	2,700千円
R10年度	2,600千円
R11年度	2,500千円